

退職手当ノ五割増支給ス

第四条 臨時休業

臨時休業ノ場合ハ本給金額支給ス

第五条 出勤賞

半年毎出勤者ハ一日共々月ハ二口半年ハ共

通同共々年出勤者ハ十五日分ヲ給ス

第六条 残業歩増

定時後午後十時迄ハ一割五分増午後十時後ハ

倍額トス

(以上)

山崎帝國電機精製綿工場年議解決報告

かおる御報告いたしました。当工場の年議は諸君の熱誠ある鷹取によって今日左の如き前代未だの有利なる解決を致しました。

一 二階主任排作 (没自決す) 一 賃金三割増給

一 退職手当の制定 一 解雇手当の制定

一 出勤手当の制定 一 残業歩増

一 臨時休業の時日本給支給 一 請負削減、金庫

以上は要亦進み全部貫徹し、職事中の日給を全部支給し、今後工場
の作業に當りし一切を日本労働組合等、関東合同労働組合に委任する事
にありました。

精製綿に従業する諸君！

私達は今後有力な組合員として貴地方の全職者全部の幸福の爲に